

瀬戸内海環境保全基本計画の概要

1 計画の性格

瀬戸内海の環境の保全に関し、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第3条に基づき策定される基本的な計画。

第3条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

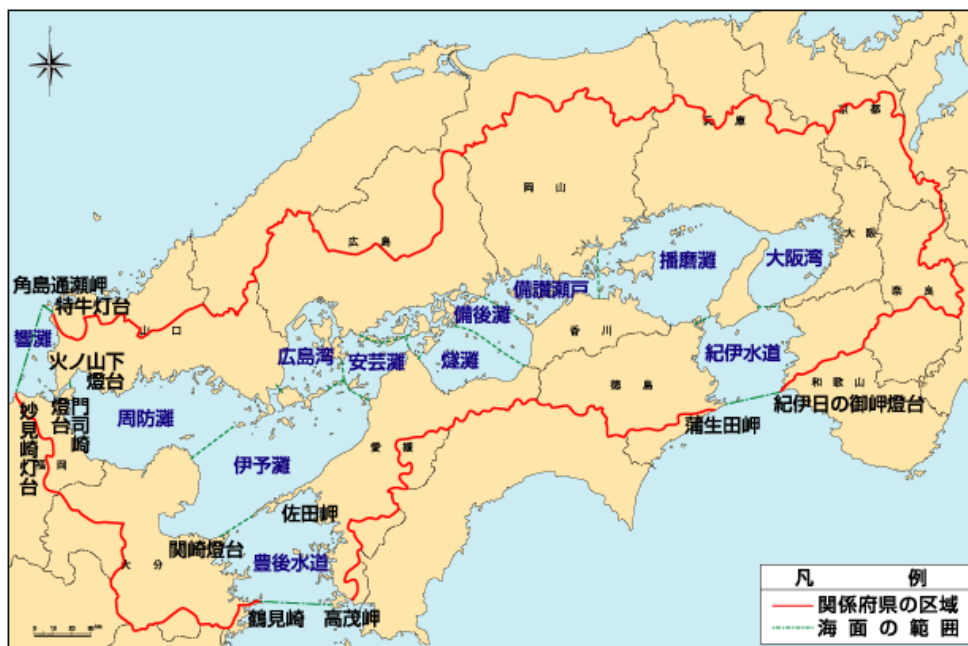
本計画の内容は、水質総量削減の実施、藻場・干潟等の保全・回復、海砂利採取や埋立てにおける配慮等の瀬戸内海の環境保全に関連する諸施策の実施に当たって規範となるべきもの。

また、関係府県（大阪府等 13 府県）の知事は、本計画に基づき当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画を定め、施策を推進していくこととなる。

2 計画の範囲

瀬戸内海における水質の保全、海面及びこれと一体をなす陸域における自然景観の保全並びにこれらの保全と密接に関連する動植物の生育環境等の保全について定める。

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域



3 策定の経過

瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という）は、昭和 53 年に閣議決定により決定され、以降、平成 6 年に一部変更、平成 12 年に全部変更が行われている。なお、基本計画の決定又は変更があったときは公表することとされており（法第 3 条第 3 項）、その都度告示を行っている。

昭和53年 4 月 21 日閣議決定、 昭和53年 5 月 1 日総理府告示第11号
平成 6 年 7 月 5 日一部変更閣議決定、平成 6 年 7 月 15 日総理府告示第24号
平成12年12月19日全部変更閣議決定、平成12年12月27日総理府告示第71号

4 瀬戸内海環境保全基本計画の前回改訂からこれまでの経緯

平成 12 年 12 月 「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」中央環境審議会
答申
平成 12 年 12 月 「瀬戸内海環境保全基本計画」閣議決定
平成 13 年 12 月 第 5 次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
平成 14 年 7 月 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を策定
平成 18 年 11 月 第 6 次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
平成 20 年 5 月 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を策定
平成 20 年 6 月 中環審瀬戸内海部会「瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップ」とりまとめ
平成 23 年 6 月 第 7 次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
平成 24 年 10 月 「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生
の在り方について」中央環境審議会答申